AA_{15} ＝ 0.019
AA_{16} ＝ 0.018
AA_{17} ＝ 0.016
AA_{18} ＝ 0.016
AA_{19} ＝ 0.016
AA_{20} ＝ 0.01587
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{14} ＝ 0.028
AC_{15} ＝ 0.031
AC_{16} ＝ 0.031
AC_{17} ＝ 0.027
AC_{18} ＝ 0.027
AC_{19} ＝ 0.026
AC_{20} ＝ 0.02645
AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
AE_{21} ＝ 0.01682
AE_{22} ＝ 0.01687
AE_{23} ＝ 0.01695
AE_{24} ＝ 0.018
AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を

AA_{15} ＝ 0.019
AA_{16} ＝ 0.019
AA_{17} ＝ 0.016
AA_{18} ＝ 0.016
AA_{19} ＝ 0.016
AA_{20} ＝ 0.01590
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成13年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{13} ＝ 0.051
AC_{14} ＝ 0.026
AC_{15} ＝ 0.031
AC_{16} ＝ 0.031
AC_{17} ＝ 0.027
AC_{18} ＝ 0.027
AC_{19} ＝ 0.026
AC_{20} ＝ 0.02651
AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
AE_{21} ＝ 0.01684
AE_{22} ＝ 0.01689
AE_{23} ＝ 0.018
AE_{24} ＝ 0.018
AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を